

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年10月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月20日から同年10月3日まで

昭和42年4月にB社（現在は、C社）に入社し、44年8月にA社からD社に異動した。

同一企業グループ間の異動であって、現在もE社に勤務しており、申立期間についても間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社の従業員名簿、F企業年金基金及びG健康保険組合の記録により、申立人がA社及びD社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社では、D社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間（同社の新規適用年月日は昭和44年10月3日）、申立人をA社において厚生年金保険に加入させる取扱いとしていた状況がうかがえることから、A社における資格喪失日に係る記録を44年10月3日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年7月の社会保険事務所の記録及びG健康保険組合の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険事務所の記録におけるA社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が資格喪失日及び離職日を誤って同日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和44年8月20日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月及び9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から40年6月までの期間及び41年3月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月から40年6月まで
② 昭和41年3月から49年3月まで

申立期間①について、昭和39年8月に会社を辞めてから次の会社に就職するまでの間、母親が国民年金の加入手続をし、町内の集金人である親類のA氏に保険料を納付していた。

申立期間②について、昭和41年2月に会社を辞めてからも同様に、母親が国民年金の加入手続をし、町内の集金人である親類のA氏に国民年金保険料を納付していた。妻が20歳になった43年12月からは、自分が妻の加入手続を行い、夫婦二人分を同氏に納めてきた。

町内の集金人であるA氏に国民年金手帳を預かってもらい、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間①及び②の期間について未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、その母親が国民年金の加入手続を行い、町内の集金人である親類（A氏）に保険料を納付していたと主張し、また申立期間②について、申立人の母親が加入手続を行い、昭和43年11月までは母親が、同年12月以降は自分が妻の分と合わせて、町内の集金人であるA氏に保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、49年10月ごろに、その妻と連番で払い出されたと推察され、この時点では、申立期間①の全期間及び申立期間②のうち少なくとも41年3月から47年3月までの保険料は特例納付又は過年度納付の対象となるため、町内会等の納付組織を通じて納付することはできない。

また、申立人は、申立期間①及び②において、町内の集金人であるA氏

に国民年金保険料を納付していたとしているが、B市役所の回答及び同市から提出された資料により、A氏が集金人に就任したのは昭和48年4月1日と推察されることから、申立期間①の全期間及び申立期間②のうち41年3月から48年3月までの期間については、同氏を通じて国民年金保険料を納付することはできなかったと推認される。

さらに、申立人は、国民年金加入手続及び昭和43年11月までの保険料の納付には直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親が、町内会集金以外の方法で申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立期間①及び②において、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 から 47 年 1 月 まで
昭和 44 年 4 月 ごろ、町内の方から勧められ、自宅で国民年金の加入手続を行い、毎月、国民年金保険料として 400 円 ずつ町内の集金人に渡していたにもかかわらず、社会保険庁の記録上、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は自身の国民年金への加入手続について、自宅で行ったとするだけで具体的な状況を説明できない上、昭和 44 年度及び 45 年度の印紙検認欄のある国民年金手帳を見た記憶も無く、現在申立人が保管する国民年金手帳についても、昭和 46 年 4 月から 47 年 1 月までの期間に係る印紙検認欄には斜線が引かれているだけで検認印等保険料の領収を表す印が押されていないなど、申立人が申立期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その夫と連番で、昭和 47 年 2 月 ごろに払い出されていると推察される上、社会保険庁の記録のほか A 市の被保険者名簿及び申立人が保管する国民年金手帳においても、国民年金被保険者資格の取得日が同年 2 月 1 日となっていることから、申立人は当該時期に国民年金の加入手続を行ったと考えられる上、初めて国民年金保険料を納付した時期が同年 3 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立期間のうち昭和 44 年 4 月から 46 年 8 月までの期間については任意加入対象期間であることから、申立人は、制度上、加入手続を行った時からさかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立期間において申立人が居住していたA市保有の国民年金被保険者名簿でも、申立期間に係る申立人の記録は確認できない。その上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から49年3月まで

昭和43年5月に結婚し、同年12月に20歳になった時に、夫が国民年金の加入手続をして、夫が町内の集金人である親類のA氏に国民年金保険料を納付していた。

A氏に国民年金手帳を預ってもらい、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年12月に、その夫が国民年金の加入手続を行い、町内の集金人である親類（A氏）に保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、49年10月ごろに、その夫と連番で払い出されたと推察され、この時点では、申立期間のうち少なくとも43年12月から47年3月までの保険料は特例納付又は過年度納付の対象となるため、町内会等の納付組織を通じて納付することができない。

また、申立人は、申立期間において、町内の集金人であるA氏に国民年金保険料を納付していたとしているが、B市役所の回答及び同市から提出された資料により、A氏が集金人に就任したのは昭和48年4月1日と推察されることから、申立期間のうち43年12月から48年3月までの期間については、同氏を通じて国民年金保険料を納めることができなかつたと推認される。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付には直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の夫が、町内会集金以外の方法で申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立期間において、国民年

金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 20 日から同年 7 月 8 日まで

昭和 29 年 3 月に A 社に入社し、3 か月の見習期間を経て本採用となり、31 年 10 月まで勤務したのに、申立期間の厚生年金保険加入記録が欠落している。

申立期間についても A 社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても A 社に継続して勤務し、途中で退職した記憶は無いと主張しているが、同社は廃業している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先の判明した同僚（4 人）に照会しても、申立人の勤務実態や保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言等を得ることができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、「証返」の印が押されており、昭和 30 年 4 月 20 日の資格喪失に当たり、申立人から健康保険証の返還があったことがうかがえる。

さらに、申立人に係る戸籍の附票では、申立人は昭和 30 年 4 月 8 日に住所を B 市から C 県に移転し、同年 5 月 23 日に再び住所を B 市に移転させていることから、申立期間において、A 社に継続して勤務していなかった時期がある状況がうかがえる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書や賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 1 日から 42 年 5 月 27 日まで

昭和 38 年 6 月から 42 年 5 月までの期間において、A社B支店（その後、C社D支店、E社F支店へ商号変更）で、正社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

なお、昭和 38 年から 41 年までの期間においては、2 トン又は 4 トンのトラックで県内の卸問屋から問屋へ荷物を配送していた。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びG社（当時は、A社、C社又はE社）から提出された人事記録等により、申立人が、同社H支店で、昭和 38 年 7 月 19 日から同年 9 月 11 日までの期間においては日雇労働者として、38 年 9 月 12 日から同年 11 月 30 日までの期間においては臨時雇用員として、38 年 12 月 1 日から 41 年 4 月 20 日までの期間においては本雇用（正社員）として、継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人は、申立期間において、G社から厚生年金保険被保険者証を交付されたこと、及び同社へ厚生年金保険被保険者証を提出したことを明確には記憶していない。

また、申立人の元同僚は、「G社H支店では、厚生年金保険の被保険者資格を取得していない従業員の給与からは厚生年金保険料を控除していなかった。また、当時は本雇用の人でも、人数は多くないものの、本人からの申出により厚生年金保険の被保険者になっていない人もいた。」と証言しているほか、申立人自身も、申立期間における給与から厚生年金保険料が控

除されていたことを明確には記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 36 年 8 月まで

昭和 35 年 4 月に、親戚の紹介で A 社へ住み込みで入社し、36 年 8 月まで働いた。同社は食材等の卸売販売、学校給食の食材販売をしていた。自分は、車の運転ができない店主の長男と一緒に、車を運転して、給食の食材の注文を受けに学校に行っていた。

店主の長男や当時の同僚が厚生年金保険に加入しているのに、自分が加入していないのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社で同僚であったとしている者の「申立人が勤務していた記憶はある。」との証言及びその同僚の厚生年金保険加入記録により、申立人は A 社に勤務していたと推認されるが、同社は昭和 53 年に廃業しており、申立人が同社で勤務していたことを確認できる賃金台帳や人事記録等も無い上、申立人が同社を退職後に勤務した事業所に照会しても、申立人が同社で勤務していたことを確認できる履歴書等の資料を保管していないことから、申立人が同社で勤務していた時期を特定することができない。

また、申立人は、当委員会からの照会に対し、申立期間において身分は正社員であったものの、当時、給与をきちんと受け取った記憶が無いと回答しているが、A 社の元同僚に照会しても、当時、正社員について給与の遅配や減配があったとの証言は得られないことから、申立人は他の従業員とは異なる取扱いをされていた可能性がある。

さらに、元同僚の証言及び年金加入記録により、当時、A 社では、入社後の一定期間、被保険者資格を取得させない取扱いを行っていたと推認さ

れるほか、申立人が同僚であったとしている者の一人は「勤務していた期間(約1年)の一部(2か月)しか被保険者資格を取得していない。」と証言している。

加えて、申立人は、申立期間当時、A社から厚生年金保険の被保険者証及び健康保険証を交付されたこと、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを明確には記憶しておらず、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 13 日から 49 年 4 月 1 日まで

昭和 48 年 2 月から平成 9 年 6 月まで A 社に勤務したのに、社会保険庁の記録では、昭和 49 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したこととなっている。

申立期間についても間違いなく A 社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、同社が申立人の資格取得日を昭和 49 年 4 月 1 日として届けたことが確認できる。

また、雇用保険の記録でも、申立人は昭和 49 年 4 月 1 日から被保険者資格を取得しており、申立期間については雇用保険にも加入していない。

さらに、A 社では、申立期間当時は試用期間があり、試用期間を経過した後厚生年金保険に加入させる取扱いであったとしている。

加えて、申立人は昭和 46 年 1 月から 49 年 3 月まで国民年金に任意加入し、申立期間についても国民年金保険料を納付している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月20日から33年4月1日まで

ねんきん特別便等で年金記録を確認したところ、昭和31年10月20日から33年4月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者とはなっていないかった。

昭和32年にA金融機関（現在は、B金融機関）へ提出した住宅購入資金借入申込書の添付書類（C事業所作成の給与明細書等）により、同事業所で26年1月から継続して勤務していたこと、並びに31年及び32年に支払われた給与から社会保険料が控除されていたことが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与証明書及び昭和31年分源泉徴収票には、申立人が昭和26年1月20日からC事業所に勤務していたこと、31年の年収が12か月で24万円であること、及び申立人の給与から社会保険料として12か月で1万2,000円が控除されていることが記載されている。

しかし、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和23年4月1日から31年10月20日まで、D事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、31年10月には標準報酬月額の時決定の記録が確認できること、両事業所の所在地（D事業所はE郡F町、C事業所はG市）の距離及び交通手段等を考慮すると、申立人が両事業所で同時期に勤務していたとは考え難く、申立人自身も両事業所に同時には勤めていないとしていることから、申立人がC事業所に就職した時期は、31年10月20日以降であると推

認められるところ、申立人から提出された給与証明書及び昭和31年分源泉徴収票の内容の信憑性を裏付ける周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、C事業所に就職後2年程度は見習社員で、その後正社員になったとしている上、昭和33年6月に右手に怪我をした時点で、同年4月にさかのぼって健康保険及び厚生年金保険に加入したとしていることから、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していないことを自ら認識していたことがうかがえる。

さらに、申立人は、給与から厚生年金保険料等を控除されていたこと及び厚生年金保険被保険者証をC事業所へ提出した時期について、明確に記憶していない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月12日から34年6月20日まで

昭和28年、A社の代表取締役社長を務めていた母方の伯父から勧誘され、同社へ就職した。一時的にB社でも営業職として勤務していた期間はあるものの、35年にA社が解散するまでの期間において、同社で継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）により、申立人が、昭和30年2月12日に同社での厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、同社は既に閉社しており、連絡が取れた当時の同僚（4人）は、申立人の勤務状況等を覚えていないと証言していることから、申立人の申立期間における同社での勤務実態について確認できない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が主張するとおり、昭和30年8月1日にB社（現在は、C社）で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月1日に喪失していることが確認できるところ、同社は、当時、営業職について、6か月程度の試用期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたと証言していることから、申立期間のうち、同年2月12日から同年8月1日までの期間については、申立人はB社において勤務し、同社及びA社のいずれの事業所においても、厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったものと推認される。

さらに、申立人がA社で一緒に勤務した者として名前を挙げた同僚等(13

人)のうち8人については、同社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間において、A社から健康保険証が交付されていたこと、及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを明確には記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。